

第37回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株式会社力の源ホールディングス

次頁の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.chikaranomoto.com/ir/library/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

【目次】

■事業報告

1. 企業集団の現況	1
(1) 当事業年度の事業の状況	1
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	5
(3) 対処すべき課題	6
(4) 主要な事業内容	9
(5) 主要な営業所及び工場又は店舗	10
(6) 従業員の状況	10
(7) 主要な借入先	11
(8) その他の企業集団の現況に関する重要な事項	11
2. 会社の現況	12
(1) 株式の状況	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 会社役員の状況	25
(4) 会計監査人の状況	26
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	27
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針	33

■連結計算書類

連結貸借対照表	34
連結損益計算書	35
連結株主資本等変動計算書	36
連結注記表	37

■計算書類

貸借対照表	53
損益計算書	54
株主資本等変動計算書	55
個別注記表	56

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	66
計算書類に係る会計監査報告	69
監査等委員会の監査報告	72

事業報告

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における世界経済は、新型コロナウイルスのワクチンの接種が進み、従来の経済活動に戻りつつありましたが、従来型よりも強い感染力を持つ変異種の拡大が新たな不安材料になるなど、不透明な状況が続いております。加えて、ロシア・ウクライナ情勢や米中対立等の地政学的リスクに起因する原材料及びエネルギー価格の上昇、為替相場の先行きなど、注視が必要な状況が継続しております。

当社グループの属する外食産業について、国内においては、世界的な食肉需要拡大による原材料価格の高騰や労働者不足による人件費の上昇、運送業界の人手不足に伴う物流費の上昇等が継続して見込まれるため、今後一層の収益力強化が課題となってくると考えております。2021年9月までは感染拡大により営業時間の短縮や人数制限、アルコール類の提供休止等の規制がされておりましたが、10月より段階的に営業規制の要請が緩和されたことに伴い、経済活動は回復傾向にありました。しかしながら、12月下旬からの変異株による感染の急速な拡大を受けて、2022年3月中旬まで営業時間短縮等の規制が実施され、営業規制の解除後も3回目のワクチン接種が感染拡大に追い付かず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。また、ロシア・ウクライナ情勢に起因して、エネルギー・原材料価格の高騰が懸念され、引き続き注視が必要な状況にあります。

海外においては、ラーメンをはじめとする日本食市場は依然として拡大傾向にあり、長期的には成長の継続が見込まれますが、国内以上に原材料価格の高騰や労働者不足による賃金の上昇、運送業界の人手不足に伴う物流費の上昇等、全面的なインフレ傾向が加速することが見込まれ、今後の収益力強化が課題となってくると考えております。各国では、度重なるロックダウンにより個人消費の成長率は鈍化と加速を繰り返していた状況にありながらも、ロックダウンの解除後は回復が早まる傾向にあります。足元では、3月下旬に中国・上海において変異株による感染が再拡大しロックダウン下にありますが、他の国・地域では渡航条件の緩和が進んでおり、

それに伴い経済活動の再開が徐々に進んでおります。一方で、ロシア・ウクライナ情勢に起因して、エネルギー・原材料価格の高騰が懸念され、引き続き注視が必要な状況にある点は国内と同様です。

このような状況のもと、当社グループでは、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、国内においては、前期より取り組んでおります都心部近郊の小商圏やロードサイドへの出店を前提とした低投資、早期回収の収益モデルによる新店舗を7店舗出店いたしました。国内及び海外の既存店においては、新たな需要の掘り起こしのため、テイクアウトやデリバリーによる商品提供に注力したほか、モバイルオーダーや請求支払システムの導入等、DX施策の推進に取り組んでまいりました。国内では植物由来の原材料のみを使用した「プラントベース白丸・赤丸」を販売し、価値観の多様化や環境負荷の低減に関する対応を進めております。商品販売につきましては、国内では、自社ECサイトを利用したD2Cのビジネスモデル構築による中間コストの削減やB2C営業を含めた拡販活動の実施、「一風堂プラントベースラーメン白丸・赤丸」乾麺タイプの販売、とんこつ風味のスナック菓子「とんまる」の販売等を開始しております。海外商品では、店内需要以外の売上を獲得すべく「冷凍ラーメン白丸・赤丸」等の販売を強化してまいりました。

以上の結果、売上高は19,398百万円（前期比17.3%増）となりました。営業損益は、既存店の収益力強化、並びに新店が早期から利益貢献したことにより、1,050百万円の利益（前期は980百万円の損失）となりました。経常損益は1,083百万円の利益（前期は1,010百万円の損失）となり、親会社に帰属する当期純損益は923百万円の利益（前期は2,392百万円の損失）となりました。

事業セグメント別の業績の概要

当連結会計年度より、事業戦略の変更に伴い、報告セグメントの見直しを行い、その他事業を国内店舗運営事業及び商品販売事業に統合したことにより、その他事業は消滅しております。これに伴って国内商品販売事業の名称を商品販売事業へ変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

<国内店舗運営事業>

国内店舗運営事業につきましては、「一風堂」ブランドにおいて8店舗、

「因幡うどん」ブランドにおいて1店舗出店した一方で、「一風堂」ブランドにおいて5店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて1店舗、「イチカバチカ」ブランドにおいて1店舗閉店、「PANDA EXPRESS」ブランドにおいて運営子会社である株式会社I&P RUNWAY JAPANの全株式を譲渡したことに伴い8店舗減少したことから、当連結会計年度末における店舗数は143店舗（前期末比6店舗減）となりました。また、「RAMEN EXPRESS」6店舗について「一風堂」への業態変更を行っております。

2021年9月までは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で政府や地方自治体による緊急事態宣言やまん延防止措置の発出に伴い、営業時間短縮や酒類販売休止等の営業規制の要請に準じた店舗運営を行ってまいりましたが、同年10月以降は感染者数減少により緊急事態宣言が解除され、売上が堅調に回復しました。しかしながら12月下旬頃から変異株による感染が急速に再拡大したことにより3月中旬まで営業時間短縮等の規制がなされ、通期において営業時間の短縮等のない期間は3ヵ月程となりました。このような状況のもと、前期より取り組んでおります新たな収益モデルにて7店舗出店した他、不採算店舗の戦略的閉店を7店舗行いました。また、モバイルオーダー及び食券機の導入による生産性の向上、新たな需要掘り起こしのための施策としてテイクアウトやデリバリーによる商品提供の強化を行いました。商品に関しては、健康志向の高まりや食生活の多様化、脱炭素化社会の実現の一つの方法として、2021年2月に販売しておりました「プラントベース白丸・赤丸」の再販を行いました。併せて、外食に足を運びづらくなったお子様連れのご家族のために「あなたの街に一風堂」という試みで、キッチンカーによるラーメンの無償提供を行う活動を賛同企業様の御協力を頂きながら実施しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,387百万円（前期比12.9%増）となりました。セグメント損益は、前期に実施した店舗運営・管理業務のシステム化や不採算店舗の閉店等の各種コスト削減施策により492百万円の利益（前期は524百万円の損失）となりました。

<海外店舗運営事業>

海外店舗運営事業につきましては、台湾に2店舗、マレーシアに2店舗、タイに1店舗、フィリピンに1店舗、シンガポールに1店舗、香港に1店舗出店した一方で、アメリカで1店舗、台湾で1店舗、中国で1店舗、香港で2店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は134店舗（前期末比3店舗増）となりました。

当連結会計年度の当セグメントにおける対象期間（2021年1月～2021年12月）の状況は、各国で度重なるロックダウンと解除を繰り返しながらも、欧米を中心とした市場において、ロックダウン解除後の客数が迅速に一定程度回復（2021年12月、既存店前年比客数7.0%増）したことで、当セグメントの売上は堅調に回復しました。

しかしながら全世界的なインフレ傾向を受け、原材料価格の高騰や、賃金・物流費の上昇等、コスト面において様々な対応が求められました。このような状況のもと、当社は、提供商品の見直し、人財ディプロイメントの再構築、DX施策の導入等で、各地域の店舗運営体制の抜本的な見直しを行いました。また、デリバリー・テイクアウトの強化を図り、新たな施策としてテイクアウト用冷凍ラーメンの商品開発・導入を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,796百万円（前期比25.4%増）となりました。セグメント損益は、直営店舗においては上記売上の増加と、各種コスト削減施策を実施し、またライセンス先の新規出店がロイヤリティ収入の増加に寄与したことにより、611百万円の利益（前期は386百万円の損失）となりました。

<商品販売事業>

商品販売事業につきましては、主力である一風堂関連商品の売上を強化すべく、新商品投入による商品ラインナップの充実や、自社ECサイトにおける販促施策・小売事業者への営業に注力してまいりました。そば関連商品につきましては、年末に向けて年越しそばの販売強化を行う一方で、例年の閑散期である1月から3月の費用の削減等、収益性の改善に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,214百万円（前期比15.1%増）、セグメント損益は269百万円の利益（前期比4.9%増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第34期 (2019年3月期)	第35期 (2020年3月期)	第36期 (2021年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	27,466	29,106	16,539	19,398
経常利益又は経常損失 (△)	922	623	△1,010	1,083
親会社株主に帰属 する当期純利益又は親会 社株主に帰属する当期純 損 失 (△)	615	△214	△2,392	923
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)	26円26銭	△9円03銭	△100円08銭	34円91銭
総 資 産	16,392	15,393	15,673	15,271
純 資 産	4,724	3,813	1,312	3,800

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第34期 (2019年3月期)	第35期 (2020年3月期)	第36期 (2021年3月期)	第37期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高	2,503	2,078	1,373	1,583
経 常 利 益	472	382	225	423
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△69	337	△2,415	382
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)	△2円98銭	14円22銭	△101円03銭	14円47銭
総 資 産	8,035	8,988	9,205	10,080
純 資 産	3,611	3,726	1,339	3,238

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、ラーメンを中心とした日本の食文化を世界に伝えるべく、国内外において事業の拡大を図っております。

国内の外食産業においては、2020年2月以降の新型コロナウイルスの影響で停滞した経済活動が徐々に回復傾向にあると考えております。一方で、世界的な食肉需要拡大による原材料価格の高騰や労働者不足による人件費の上昇、運送業界の人手不足に伴う物流費の上昇が継続して見込まれることに加え、ロシア・ウクライナ情勢や米中対立等の地政学的リスクに起因する原材料及びエネルギー価格の上昇、為替相場の先行きなど、注視が必要な状況が継続しております。また、海外においては、新型コロナウイルスの影響からは早期に回復しておりますが、国内同様にロシア・ウクライナ情勢や米中対立等の地政学的リスクに起因して、エネルギー・原材料価格の高騰が懸念され、引き続き注視が必要な状況にあります。

このような環境のもと、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 国内事業基盤の強化

当社は、国内既存店の強化並びに収益性向上が重要であるとの認識のもと、基幹ブランド「一風堂」の出店を従来の人口密集地に限らず、都心部近郊の小商圈やロードサイドへ積極的に展開し、低投資、早期回収の収益モデルへ転換していきます。同時にリロケートを含む不採算店舗の戦略的閉店も進め、より高い収益体質へと改善いたします。また、前期より取り組んでおりましたモバイルオーダーや食券機等のDX施策は、既存店において一定の成果があったため、地域特性を考慮しながら展開を進めてまいります。

商品においては、主力商品であるラーメンの継続的なブラッシュアップを行うとともに、定期的に新商品を投下し顧客の来店促進につなげてまいります。また、植物性原材料のみを使用したプラントベースの商品につきまして、今期はプラントベース専門店の出店も検討しております。その他、販売チャネルの多様化を目的として、国内においては、Yo-Kai Express Inc. が開発した米国発のラーメン自動調理機「Yo-Kai Express」事業の国内展開に参画しているほか、海外においては、プラントベース商品需要の高まりを追い風として販路の拡大に取り組んでまいります。

併せて人財不足や人件費の高騰を見据えて店舗レイアウト及び厨房オペ

レーションの自動化と効率化を図り、飲食事業として総合的な次世代の食の在り方を追求してまいります。

② 海外事業の拡大

直営エリア（主に欧米・豪・シンガポール・台湾）においては、それぞれの市場に合わせた商品開発や新規出店、世界規模においてのブランド力の更なる発信力強化など、全体的な事業の発展に注力してまいります。

アジアにおいては、主にライセンス事業の現地のパートナーの資本金、マーケティング力、ネットワーク力を活用し早期の事業拡大を目指していきます。

③ 商品販売事業の拡大

販売先としましては、規模が見込める国内の主要スーパー並びに、百貨店・空港等のお土産需要が見込まれる商圈、自社サイトを通じてEC市場での規模拡大を目指します。

海外においても一風堂関連商品に対して関心が高い水準にあることから、随時海外各市場においても同商品の導入を進めてまいります。

④ 人財の採用と教育

当社グループの競争力の源である店舗運営力の向上のためには、人財の育成こそが他社との差異化にもつながると考えており、国内外問わず、人財採用の強化及び従業員満足度の向上を継続して行ってまいります。

日本のみならず、各先進国においても人口の高齢化や少子化の傾向は見受けられ、人財の確保において他社並びに他業種との競合は激化しております。当社グループは、働き方の多様性を確保すべく地域限定社員や契約社員の採用を推進しており、海外においては日本の接客レベルを現地でも実現するための人財交流を行っております。当社グループとしてはこのような人財育成の取り組みを顧客満足度を最大化するための最重要課題としてとらえ、全事業においてクオリティの高い商品及び接客を提供できるよう、継続的に従業員の教育を行ってまいります。

また、労働環境の改善の観点から、ITシステムの入れ替えによる店舗業務の自動化及び有給休暇取得の施策を進めております。AIやロボティクス技術導入による労働環境の改善も併せて検討しており、当社グループの人財がより働きやすい、将来に希望を持てる労働環境の構築とグローバルな人財の獲得に向けて投資を行ってまいります。

⑤ 衛生面の強化

近年、食の安心や安全に対する社会的なニーズは高まっております。日本における2021年6月のHACCP完全制度化等、原材料や提供商品のみならず、製造工程や物流の過程においても食の安全性に対しての取り組みは必須となっております。当社グループでは、専門対策部署を設置し、工場から物流、店舗での保管や提供方法等、顧客へ商品が最終的に提供されるまでの全ての工程において最新の法令を遵守し、顧客に安全な食をお届けするべく、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理・品質管理に努めております。

⑥ 食習慣の多様化

新型コロナウイルス感染拡大により、リモートワークが推奨され、それに伴って消費者の食習慣に変化の兆しが見られます。テイクアウトやデリバリーに加え、中食や保存食の需要が非常に高まっており、この傾向は当分継続されると見込まれます。同時に、環境負荷の低減や持続可能な社会の実現を目指す世界的な取り組みは、食の市場に新たな需要を生み出しており、食に関する価値観の多様化や技術革新は今後一層加速していくと見込まれます。

当社グループにおいては、コロナ以前から海外で開始しておりましたテイクアウトやデリバリーを、日本国内においても導入いたしました。また、既に展開している中食事業等を強化し、顧客の来店以外での収益構造の強化に努めます。また、新しい食の提案として植物性原材料のみで作られたプラントベース商品を国内及び海外で販売するなど、今後も多様化するニーズに応えるべく、コロナ禍の状況のもとご来店いただいたお客様に向けてより一層満足いただける様、商品のラインナップを整理し、改善してまいります。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社、当社の子会社14社及び当社の持分法適用関連会社2社より構成されており、「国内店舗運営事業」、「海外店舗運営事業」及び「商品販売事業」を主な事業としております。

各事業区分における主要な業務の内容は、次のとおりであります。

事業	主要な業務の内容
国内店舗運営事業	「一風堂」ブランドを中核に、「名島亭」、「因幡うどん」といった複数ブランドの直営店舗の運営事業を行っております。創業時より36年間継続してきた伝統的な「一風堂」に加え、商業施設内のフードコートを中心に展開する「RAMEN EXPRESS」等、ブランドの更なる進化と価値向上に努めております。
海外店舗運営事業	「IPPUDO」ブランドを中核とした直営店舗の運営、並びに現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。事業展開エリアは、直営は、北米（アメリカ）、欧州（イギリス、フランス）、オーストラリア、シンガポール、台湾、インドネシアに展開し、また、ライセンス（フランチャイズモデル）は、中国・香港、マレーシア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、ニュージーランド）に展開しております。直営・ライセンス合わせて世界14カ国・地域（日本を除く）に拡大し、今後も世界各国への事業展開を積極的に進めてまいります。
商品販売事業	業務用を中心とした「信州蕎麦」「うどん」「つゆ」等の製造及び販売、「一風堂」の味をご家庭でもお楽しみ頂くことをコンセプトに開発しております「おうちでIPPUDOシリーズ」の展開並びに、自社サイト「麺ズマーケット」におけるEC事業を行っており、国内外において一般消費者から飲食企業に至るまで幅広い客層に対して商品を提供しております。

(5) 主要な営業所及び工場又は店舗（2022年3月31日現在）

セグメント	社名	事業所及び工場	店舗数
全社（共通）	株式会社力の源ホールディングス	本社（福岡県） 東京支社（東京都）	-
国内店舗運営事業	株式会社力の源カンパニー	本社（福岡県） 東京支社（東京都） 横浜泉工場（神奈川県） 福岡工場（福岡県）	133店舗
	株式会社渡辺製麺	札内工場（北海道）	1店舗
	株式会社因幡うどん	本社（福岡県）	9店舗
海外店舗運営事業	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	本社（シンガポール）	134店舗
商品販売事業	株式会社渡辺製麺	本社（長野県） 茅野工場（長野県） 札内工場（北海道）	-

(6) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
505 (1,327) 名	32名減 (215名増)

- (注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。
2. 臨時雇用者数が当期大幅に増加しておりますが、これは新型コロナウイルスの影響による営業時間短縮や海外でのロックダウンが解除されたこと等が主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (3) 名	2名減 (-)	38.48歳	4.38年

- (注) 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。

(7) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,738
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,814
株 式 会 社 り そ な 銀 行	947
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	350
株 式 会 社 長 野 銀 行	225

(注) 当社グループは、長期借入金として400百万円の調達を行っております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 82,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 27,042,400株 |
| ③ 株主数 | 16,925名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
E&RS' FORCE CREATION PTE. LTD.	7,050	26.07
河原成美	5,410	20.00
株式会社麻生	2,950	10.90
株式会社CFT Japan Holdings	1,100	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	830	3.06
河原恵美	640	2.36
アリアケジャパン株式会社	400	1.47
鳥越製粉株式会社	400	1.47
日清製粉株式会社	400	1.47
株式会社西日本シティ銀行	358	1.32

- (注) 1. 当社は、自己株式を1株保有しており、持株比率はかかる自己株式（1株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、株式給付型ESOP信託にかかる信託口が所有する89,600株を含めて計算しております。
3. 上記河原成美氏の所有株式数には、力の源ホールディングス役員持株会における同氏の持分である57,592株を含めておりません。
4. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- 2021年5月31日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式の総数は、2,950,000株増加しております。
- 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は51,600株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

2021年第1回新株予約権

決議年月日	2021年5月14日
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	587 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日から 2024年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 591.1 (注)3 資本組入額 296
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 当該株式分割又は株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日(基準日の定めがないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

その他、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。

2. (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、587円とする。但し、行使価額は、下記(3)及び(4)に従い調整されることがある。
- (3) 当社は、当社が新株予約権の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たりの払込金額}}}{1 \text{株当たりの時価} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{当たりの払込金額}}}$$

- (4) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。))には、当該交付の結果、(i) 本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累

計数及び(ii)当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合(以下、「ストックオプション」という。)、下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。)の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当

該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(5)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、本号③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出

し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(3)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項(3)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)本項(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(3)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等

増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり410円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

2021年第2回新株予約権

決議年月日	2021年5月14日
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	764 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日から 2024年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 764.59 資本組入額 383 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{当該株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日(基準日の定めがないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該

承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

その他、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。

2. (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、764円とする。但し、行使価額は、下記(3)及び(4)に従い調整されることがある。
- (3) 当社は、当社が新株予約権の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たりの払込金額}}}{1 \text{株当たりの時価} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}}$$

(4) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。))には、当該交付の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)②に

定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合(以下、「ストックオプション」という。)、下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。)の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)下記(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限る。なお、

かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当の場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(5)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、本号③により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(3)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項(3)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)本項(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(3)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は

その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり59円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社の監査等委員である社外取締役辻哲哉及び田鍋晋二の各氏は、会社法第423条第1号に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

② 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該他の法人等との関係
取 締 役 (監査等委員)	辻 哲 哉	Field-R法律事務所弁護士 株式会社出前館 社外監査役	重要な取引その他関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	田 鍋 晋 二	株式会社田鍋会計事務所 代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社 社外監査役	重要な取引その他関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	辻 哲 哉	当事業年度に開催した取締役会17回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために、取締役会が適切な意思決定を行うための客観的な助言や支援を期待していたところ、取締役会及び監査等委員会において適宜質問を行い、当社の経営に対する適切な助言や支援等を実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	田 鍋 晋 二	当事業年度に開催した取締役会17回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、税務・会計に関する事項を中心に、取締役会が適切な意思決定を行うための客観的な助言や支援を期待していたところ、取締役会及び監査等委員会において適宜質問を行い、当社の経営に対する適切な助言や支援等を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるCHIKARANOMOTO GLOBALHOLDINGS PTE. LTD. 及び IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保する体制

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (c) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
- (e) 監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について、法令及び監査等委員会規程に基づき監査を実施する。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用し、内部監査部門と連携して監査に当たる。
- (f) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる各種規程の整備、役職員への啓蒙及びコンプライアンスの状況等の確認を実施する。
- (g) 管理部門は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程等の継続的整備及び周知を図る。
- (h) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役及び使用人は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことにより、不測の事態（損失）を防止する。
- (b) 管理部門は、各部門におけるリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し、適切に管理する。
- (c) 内部監査部門は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要な事項については取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営方法を「取締役会規程」に定めて円滑な意思決定を図るとともに、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (b) 定款において取締役会での決議の省略を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- (c) 取締役会において、中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- (d) 月1回開催される定時取締役会において、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らし、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の管理は、可能な限り自主性を尊重しつつ、企業理念、行動規範などをグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するため、指導・育成を行うものとし、「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- (b) 子会社の管理を管轄する部門は、子会社において開催する取締役会その他の会議への出席等を通じて情報の共有と連携を図る。

- (c) 子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに当該業務を管轄する業務執行の責任者へ報告を行う。
- (d) 子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を管轄する取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
- (e) 当社のコンプライアンス委員会は、当社の監査等委員及び内部監査部門と連携の上、子会社の業務が適正に行われているかのモニタリングを行う。
- (f) 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を代表取締役社長及び各業務執行の責任者に報告し、重要な事項については取締役会、監査等委員会及びコンプライアンス委員会に報告する。
- (g) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という当社グループ共通の企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (h) 子会社の定時取締役会において、子会社の業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の意向を尊重しつつ、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (b) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、

内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。

- (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (d) 取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- (e) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底をする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、各監査等委員の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、各監査等委員の職務の執行に係る経費等の支払を行う。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役、業務執行の責任者、使用人も含め執行部側との連絡会を開催し報告を受けることができる。
 - (b) 監査等委員会は、経理部門、法務部門その他各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
 - (c) 監査等委員会は、内部監査室に監査の協力を求めることができるとし、内部監査室は、監査等委員による効率的な監査に協力する。
 - (d) 監査等委員会は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2017年6月26日付けで監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、取締役（監査等委員を除く）3名と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、各議案について毎回活発な意見交換及び議論が行われております。なお、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込みをするなど、取締役会の運営の方法の見直しを適宜行っております。また、取締役会の実効性を高め、社外取締役がその監督機能を十分に果たすことができるよう、毎月、取締役会開催数日前に社外取締役を対象とした上程議案に関する事前説明会を実施しております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けるほか、常勤監査等委員につきましては、子会社の取締役会等に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、常勤監査等委員と子会社監査役の間で、定期的な情報交換の場を設け、情報共有を行っており、当社が子会社の監査を行う際の協力体制を構築しております。
- ③ 当社及びグループ各社の役職員に対し、その職務や地位に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修及びeラーニングでの教育を実施し、法令、定款及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ④ リスク管理及びコンプライアンス体制を強化するための取組みとして、事故や災害が発生した折には、当社グループの危機発生時の緊急連絡網を通じて、取締役、監査等委員及び各部門の責任者に速やかに情報共有されるシステムを運用しており、発生したリスクに対して迅速かつ組織的な対応を行う体制を構築しております。

- ⑤ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。また、代表取締役社長に定期的な報告を行っており、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。
- ⑥ 既存取引先及び新規取引先について、外部調査会社等を活用して反社会的勢力のチェックを実施しております。また、取引先との契約時における反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。
- ⑦ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として、内部通報制度を設け運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図っております。また、本制度を通じ、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、期末配当及び中間配当の年2回を基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、当社定款に定めております。当期末の配当につきましては、利益剰余金が未だにマイナスであることを踏まえ、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただく旨、2022年5月13日の取締役会で決議いたしました。なお、中間配当につきましても無配としておりますので、当連結会計年度に係る剰余金の配当はございません。

次期（2023年3月期）の配当予想につきましては、業績は回復傾向にあるものの、先行きがまだ不透明な状況にありますので、現時点において未定とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,650,807	流動負債	7,303,074
現金及び預金	4,773,304	支払手形及び買掛金	536,414
売掛金	527,960	短期借入金	2,500,000
棚卸資産	304,812	1年内償還予定の社債	14,000
その他	1,045,541	1年内返済予定の長期借入金	1,960,987
貸倒引当金	△811	リース債務	7,333
固定資産	8,620,790	未払金	997,341
有形固定資産	5,703,123	未払法人税等	283,381
建物及び構築物	4,477,848	株式給付引当金	7,392
機械装置及び運搬具	240,091	資産除去債務	107,346
土地	629,975	その他	888,877
リース資産	18,007	固定負債	4,167,882
建設仮勘定	26,927	社債	9,000
その他	310,273	長期借入金	2,877,187
無形固定資産	177,707	リース債務	12,337
のれん	136,511	株式給付引当金	22,916
その他	41,195	株式連動型金銭給付引当金	835
投資その他の資産	2,739,959	退職給付に係る負債	178,513
投資有価証券	51,308	資産除去債務	860,957
長期貸付金	11,300	その他	206,135
繰延税金資産	819,544	負債合計	11,470,957
敷金及び保証金	1,624,716	(純資産の部)	
その他	254,392	株主資本	3,647,716
貸倒引当金	△21,303	資本金	2,139,833
資産合計	15,271,597	資本剰余金	1,974,063
		利益剰余金	△366,900
		自己株式	△99,279
		その他の包括利益累計額	144,175
		その他有価証券評価差額金	7,859
		為替換算調整勘定	136,315
		新株予約権	8,749
		純資産合計	3,800,640
		負債・純資産合計	15,271,597

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,398,059
売上原価		5,654,835
売上総利益		13,743,224
販売費及び一般管理費		12,692,554
営業利益		1,050,669
営業外収益		
受取利息	2,734	
受取配当金	489	
持分法による投資利益	23,703	
為替差益	43,467	
貸入	141,415	
その他	44,740	256,550
営業外費用		
支払利息	56,620	
貸入原価	131,763	
財務支払手数料	9,289	
その他	26,205	223,879
経常利益		1,083,340
特別利益		
固定資産売却益	2,316	
補助金収入	1,752,006	
債務免除益	511,207	
その他	9,892	2,275,423
特別損失		
固定資産売却損	47	
固定資産除却損	5,769	
減損損失	1,291,118	
臨時休業等による損失	901,049	
その他	230,430	2,428,416
税金等調整前当期純利益		930,347
法人税、住民税及び事業税	290,519	
法人税等調整額	△341,287	△50,768
当期純利益		981,115
非支配株主に帰属する当期純利益		57,368
親会社株主に帰属する当期純利益		923,747

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から)
(2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,308,316	1,220,719	△1,116,644	△99,279	1,313,110
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△174,002	-	△174,002
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,308,316	1,220,719	△1,290,647	△99,279	1,139,107
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	831,517	831,517	-	-	1,663,035
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	△78,173	-	-	△78,173
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	923,747	-	923,747
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	831,517	753,343	923,747	-	2,508,608
当 期 末 残 高	2,139,833	1,974,063	△366,900	△99,279	3,647,716

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,000	△3,532	△531	-	1,312,579
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	△174,002
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000	△3,532	△531	-	1,138,576
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	-	-	-	-	1,663,035
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	△78,173
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	923,747
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,859	139,847	144,707	8,749	153,456
当 期 変 動 額 合 計	4,859	139,847	144,707	8,749	2,662,064
当 期 末 残 高	7,859	136,315	144,175	8,749	3,800,640

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

(2) 連結子会社の名称

(株)力の源カンパニー

(株)渡辺製麺

(株)くしふるの大地

(株)因幡うどん

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.

IPPUDO USA HOLDINGS, INC.

IPPUDO NY, LLC

IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

IPPUDO LONDON CO. LIMITED

IPPUDO PARIS

I&P RUNWAY, LLC

PT. IPPUDO CATERING INDONESIA

台湾一風堂股份有限公司

連結子会社でありました(株)I&P RUNWAY JAPANは、2022年3月1日付で全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

なお、I&P RUNWAY, LLCは、2022年4月18日付でIPPUDO CA, LLCに社名を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

(2) 持分法適用会社の名称

(株)STAY DREAM

(株)大河

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.、IPPUDO NY, LLC、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.、IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD、IPPUDO LONDON CO.LIMITED、IPPUDO PARIS、PT. IPPUDO CATERING INDONESIA、台湾一風堂股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、I&P RUNWAY, LLCは決算日が12月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

a 商品、製品、原材料

国内連結子会社の一部及び在外連結子会社は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

また、国内連結子会社の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5

年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当連結会計年度における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業

a 店舗運営売上

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業においては、主に店舗において飲食サービスの提供を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づき料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

b ライセンスの供与

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業においては、当社の知的財産に関するライセンスについて、海外でのライセンス契約及び国内での法人暖簾分け契約に基づき、ライセンス契約先パートナー企業が各国エリアで一風堂（IPPUDO）店舗を運営することによりロイヤリティ収入を収受しております。ロイヤリティ収入は、当該企業の店舗売上に基づいて生じるものであり、当該企業において当該店舗で顧客への飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーについては、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

②商品販売事業

商品販売事業においては、国内外において当社グループが製造又は企画した麺、スープ及び関連商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、当該製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、各国の国内販売については、出荷時から製品及び商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金

③ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略していません。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で定期的に償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーについて、従来はライセンス契約締結時及び新規出店決定時の一時で収益を認識しておりましたが、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,505千円増加しております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は174,002千円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価

算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,703,123千円
無形固定資産	177,707千円
<u>投資その他の資産（長期前払費用）</u>	<u>61,038千円</u>
合計	5,941,870千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗及び各事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。当社グループの固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各資産グループの将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは今後の経営環境と会社の事業計画等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。ここで、固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

- ①各資産グループの営業継続及び退店予測
- ②各資産グループの収益予測
- ③各資産グループの営業利益予測

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社グループにおいては、2022年4月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、各資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 819,544千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能価額について繰延税金資産を計上しております。

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。特に、当社グループは、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産を計上しており、その大半を占める連結子会社である株式会社力の源カンパニーにおける計上額が特に重要であります。

将来の課税所得の見積りは、主に株式会社力の源カンパニーの事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に各店舗の将来収益及び営業利益見込み、並びに新規出店見込みであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社グループにおいては、2022年4月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(財務制限条項)

当社の長期借入金（1年内返済予定額を含む）のうち、シンジケートローン（コミットメント期間付タームローン）契約（期末残高2,539,256千円）には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローン契約（2017年9月15日契約、期末残高1,191,137千円）

イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2017年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、いずれの項目についても抵触していません。

コミットメント期間付タームローン契約（2019年3月14日契約、期末残高1,348,118千円）

イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2018年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、いずれの項目についても抵触していません。

(株式給付型ESOP)

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、当社グループ従業員といいます。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、99,278千円、89,600株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	98,519千円
原材料及び貯蔵品	206,292千円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	70,840千円
土地	47,421千円
計	118,261千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	219,820千円
---------------	-----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,484,287千円

4. 保証債務

下記の関連会社及び暖簾分け法人の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

株STAY DREAM	27,648千円
暖簾分け法人8社	233,251千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	24,040,800株	3,001,600株	—	27,042,400株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、第三者割当増資による新株式の発行を実施したことによる増加2,950,000株及び新株予約権の行使による増加51,600株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

3,293,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規出店等の設備投資に必要な資金を設備投資計画に照らして、銀行借入及び第三者割当増資等の方法により調達しております。

運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、営業上あるいは業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、借入金及び社債の期間は原則として10年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務グループが支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用し、金利変動リスクを回避することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）について、当社は各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	51,308	51,308	-
(2) 敷金及び保証金	1,624,716	1,500,983	△123,732
資産計	1,676,024	1,552,292	△123,732
(3) 社債（※2）	23,000	22,627	△372
(4) 長期借入金（※2）	4,838,174	4,825,521	△12,652
負債計	4,861,174	4,848,149	△13,024

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）社債及び長期借入金は、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	51,308	-	-	51,308

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	1,500,983	-	1,500,983
社債	-	22,526	-	22,526
長期借入金	-	4,825,701	-	4,825,701

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「社債及び長期借入金」参照。)

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	商品販売事業	合計
顧客との契約から生じる収益	10,387,467	6,796,536	2,214,055	19,398,059
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	10,387,467	6,796,536	2,214,055	19,398,059

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	503,780
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	527,960
契約負債（期首残高）	221,947
契約負債（期末残高）	221,818

契約負債は、ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、221,231千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が128千円減少した主な理由は、収益の認識に伴う取り崩しによる減少19,005千円、新規出店に伴う加盟金及びストアフィーの受領による増加17,500千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額は、以下のとおりであります。これらのうち、約10%が1年以内に、残り約90%がその後20年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
国内店舗運営事業	70,818
海外店舗運営事業	148,907
合計	219,725

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 140円69銭

1株当たり当期純利益 34円91銭

(注) 1. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は6円42銭の減少、1株当たり当期純利益は0円04銭増加しております。

2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式（当連結会計年度末89,600株、期中平均株式数89,600株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,101,443	流動負債	4,277,439
現金及び預金	1,762,562	短期借入金	2,500,000
売掛金	242,903	1年内返済予定の長期借入金	1,277,689
前払費用	21,345	未払金	223,476
その他	74,632	未払費用	2,819
固定資産	7,978,678	預り金	5,197
有形固定資産	494,970	未払法人税等	41,816
建物	174,858	株式給付引当金	7,392
構築物	920	その他	219,048
機械及び装置	479	固定負債	2,563,785
工具、器具及び備品	24,520	長期借入金	2,533,800
土地	292,941	株式給付引当金	22,916
その他	1,250	株式連動型金銭給付引当金	835
無形固定資産	29,946	資産除去債務	3,832
商標権	46	その他	2,400
ソフトウェア	29,547	負債合計	6,841,224
その他	352	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,453,761	株主資本	3,230,148
関係会社株式	1,373,965	資本金	2,139,833
関係会社長期貸付金	7,328,520	資本剰余金	2,059,113
長期前払費用	24,458	資本準備金	2,043,833
繰延税金資産	154,499	その他資本剰余金	15,280
その他	30,841	利益剰余金	△869,518
貸倒引当金	△1,458,524	利益準備金	40,000
資産合計	10,080,122	その他利益剰余金	△909,518
		別途積立金	145,982
		繰越利益剰余金	△1,055,500
		自己株式	△99,279
		新株予約権	8,749
		純資産合計	3,238,897
		負債・純資産合計	10,080,122

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4月 1日から)
(2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,583,830
営 業 費 用		1,244,475
営 業 利 益		339,355
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	105,180	
為 替 差 益	40,617	
貸 貸 収 入	21,120	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,200	
そ の 他	2,351	170,470
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,827	
貸 貸 収 入 原 価	16,873	
財 務 支 払 手 数 料	8,250	
株 式 交 付 費 用	17,796	
そ の 他	83	85,830
経 常 利 益		423,995
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	486,463	486,463
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,786	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	457,676	462,462
税 引 前 当 期 純 利 益		447,995
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,019	
法 人 税 等 調 整 額	△2,840	65,178
当 期 純 利 益		382,816

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から)
(2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,308,316	1,212,316	15,280	1,227,596
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,308,316	1,212,316	15,280	1,227,596
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	831,517	831,517	-	831,517
当 期 純 利 益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	831,517	831,517	-	831,517
当 期 末 残 高	2,139,833	2,043,833	15,280	2,059,113

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計	
	利 益 剰 余 金				自己株式			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
		別途積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	40,000	145,982	△1,283,057	△1,097,075	△99,279	1,339,556	-	1,339,556
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△155,260	△155,260	-	△155,260	-	△155,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,000	145,982	△1,438,317	△1,252,335	-	1,184,296	-	1,184,296
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	1,663,035	-	1,663,035
当 期 純 利 益	-	-	382,816	382,816	-	382,816	-	382,816
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	8,749	8,749
当 期 変 動 額 合 計	-	-	382,816	382,816	-	2,045,851	8,749	2,054,600
当 期 末 残 高	40,000	145,982	△1,055,500	△869,518	△99,279	3,230,148	8,749	3,238,897

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①経営指導料収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

②ライセンスの供与

当社の知的財産に関するライセンスについて、海外でのライセンス契約に基づき、ライセンス契約先パートナー企業が各国エリアで一風堂（IPPUDO）店舗を運営することによりロイヤリティ収入を收受しております。ロイヤリティ収入は、当該企業の店舗売上に基づいて生じるものであり、当該企業において当該店舗で顧客への飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ及びストアフィーについて、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

③受取配当金

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金

(3) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ及びストアフィーについて、従来はライセンス契約締結時及び新規出店決定時の一時点で収益を認識しておりましたが、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ9,584千円増加しております。当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は155,260千円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,373,965千円
関係会社長期貸付金	7,328,520千円
<u>関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金</u>	<u>△1,439,907千円</u>
合計	7,262,578千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は当事業年度において、前事業年度末に債務超過相当額の貸倒引当金を計上した連結子会社の純資産の変動に応じて、株式会社因幡うどんへの関係会社長期貸付金については追加の貸倒引当金を計上し貸倒引当金繰入額457,676千円を計上しております。一方で、債務超過の状況に変更はないものの、債務超過額が縮小した株式会社力の源カンパニーへの関係会社長期貸付金については、貸倒引当金の減額を行い貸倒引当金戻入額486,463千円を計上しております。なお、前事業年度に事業計画に基づき実質価額の回復可能性を検討した結果、実質価額の回復可能性が認められなかった債務超過の関係会社については、関係会社株式について全額の減損処理を行い、さらに関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金として債務超過相当額を計上しております。

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等にあつて実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。この方針のもと、各社の事業年度末における実質価額を確認するとともに、実質価額の回復可能性の検討を行っております。実質価額の回復可能性の検討に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、2022年4月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、各社の事業計画に当該影響を織り込んだうえで、当事業年度末における関係会社への投資に係る実質価額の回復可能性の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(財務制限条項)

当社の長期借入金（1年内返済予定額を含む）のうち、シンジケートローン(コミットメント期間付タームローン)契約（期末残高2,539,256千円）には財務制限条項が付されています。その内容は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローン契約（2017年9月15日契約、期末残高1,191,137千円）

- イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2017年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。
- ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当事業年度において、いずれの項目についても抵触していません。

コミットメント期間付タームローン契約（2019年3月14日契約、期末残高1,348,118千円）

- イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2018年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。
- ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当事業年度において、いずれの項目についても抵触していません。

(株式給付型ESOP)

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、当社グループ従業員といいます。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、99,278千円、89,600株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 283,461千円

2. 保証債務

(1) 下記の子会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

㈱力の源カンパニー	86,631千円
㈱渡辺製麺	23,000千円
計	109,631千円

(2) 下記の子会社における支払家賃に対し、保証を行っております。

IPPUDO NY, LLC	31,395千円
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	62,465千円
計	93,860千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	234,505千円
短期金銭債務	199,901千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,366,638千円
営業費用	444,768千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	104,789千円
賃貸収入	21,120千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	89,601株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	8,652千円
資産除去債務	1,139千円
未払事業税	6,965千円
繰越外国税額控除	62,910千円
会社分割による関係会社株式調整額	76,652千円
関係会社株式評価損	510,034千円
繰越欠損金	56,046千円
貸倒引当金	442,368千円
その他	80,025千円
繰延税金資産小計	1,244,795千円
評価性引当額	<u>△1,089,235千円</u>
繰延税金資産合計	155,560千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△1,060千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,060千円</u>
繰延税金資産純額	154,499千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高 (注1)
子 会 社	髷 力 の 源 カ ン パ ニ ー	所有 直接 100.0%	経営指導 資金の援助 債務保証 債務被保証 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注2)	681,000	売掛金	60,500
				資金の貸付 (注3,9)	5,433,178	関係会社 長期貸付金 (注7)	5,100,000
				利息の受取 (注3)	81,492	-	-
				債務保証 (注4)	86,631	-	-
				債務被保証 (注5)	163,362	-	-
子 会 社	髷 渡 辺 製 麵	所有 直接 100.0%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	50,000	関係会社 長期貸付金	140,000
				債務保証 (注4)	23,000	-	-
子 会 社	髷 因 幡 う ど ん	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注3)	81,000	関係会社 長期貸付金 (注8)	685,000
子 会 社	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	業務委託 資金の援助 役員の兼任	業務委託 (注6)	409,375	未 払 金	169,172
				資金の貸付 (注3)	36,224	関係会社 長期貸付金	401,947
子 会 社	IPPUDO USA HOLDINGS, INC.	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注3)	-	関係会社 長期貸付金	424,570
子 会 社	I&P RUNWAY, LLC	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注3)	543,199	関係会社 長期貸付金	577,002

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 経営指導料については、業務内容、業績等を勘案し、両社協議の上で決定しております。

- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注4) 子会社の金融機関借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 当社の金融機関借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料の支払いは行っておりません。
- (注6) 業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注7) 関係会社長期貸付金に対して、当事業年度末において844,053千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において486,463千円の貸倒引当金戻入益を計上しております。
- (注8) 関係会社長期貸付金に対して、当事業年度末において595,854千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において457,676千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注9) 取引金額は、期中平均残高を記載しております。

収益認識に関する注記

顧客から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	119円84銭
1株当たり当期純利益	14円47銭

- (注) 1. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は5円51銭の減少、1株当たり当期純利益は0円25銭増加しております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式（当事業年度末89,600株、期中平均株式数89,600株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西川賢治
指定社員 業務執行社員	公認会計士	米崎直人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもの

ではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	西 川 賢 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	米 崎 直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもので

はないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社力の源ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 齋藤 晃宏 ㊞

監査等委員 辻 哲哉 ㊞

監査等委員 田鍋 晋二 ㊞

(注) 監査等委員辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上